

特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。

■対象者

手当1級相当

- 身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患含む)程度に該当する児童
- 療育手帳の判定がA程度、または精神障害者保健福祉手帳1級程度に該当する児童

手当2級相当

- 身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む)程度に該当する児童
- 日常生活に著しい制限を受ける程度の知的障がい、もしくは精神障がいの児童

■手当の額

1級相当 月額5万3,700円

2級相当 月額3万5,760円

■支給月 4月・8月・11月

※申請月の翌月分から支給が開始されます。

■支給制限となる例

- 児童または請求者が、日本国内に住んでいない
- 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる
- 児童が児童福祉施設等(保育所・通所施設・障がい児入所施設への親子入所を除く)に入所している

※請求者や配偶者及び扶養義務者の所得が制限基準額以上である場合は、その年の8月から翌年7月までの手当が支給停止になります。

■現況届の提出をお忘れなく

8月は特別児童扶養手当の所得状況届を提出する月です。

届出をしないと8月分からの手当が受けられなくなってしまう。また、現況届を2年間提出しないと時効で受給権がなくなります。

受給者には8月上旬に通知書を郵送しますので、必ず届出をしてください。

■受付期間

8月10日(木)～31日(木)

※平日の正午～午後1時及び祝祭日を除く。

■届出に必要なもの

通知書、手当証書、印鑑、その他指定の書類

■提出・問い合わせ先

社会福祉課 ☎(32)8900

全国一斉「子どもの人権相談」強化週間

法務省の人権擁護機関では、子どもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的に、8月23日(水)からの1週間を、全国一斉「子どもの人権相談」強化週間としました。人権擁護委員が、いじめ、嫌がらせ、虐待など、様々な子どもの人権問題をめぐる相談に応じます。

悩みをもつ児童・生徒、保護者の方がいましたら、お気軽にご相談ください。

※相談は無料、秘密は厳守します。

■日時

8月23日(水)～29日(火)

午前8時30分～午後7時

(土日は午前10時～午後5時)

■相談先

子どもの人権110番フリーダイヤル ☎0120(007)110



LINEによる人権相談はこちら
(検索ID: @snsjinkensoudan)

同和問題に正しい理解を

同和問題とは、生まれた地区や住んでいる地区を理由に、日常生活やインターネット上などの様々な場面で不当な扱いやいわれのない差別を受け、基本的な人権が侵害されるという重大な社会問題です。

これらの問題を解決するためには、私たち一人ひとりの意識が大切です。同和問題を正しく理解して認識を深めることで、暮らしの中に存在する差別や偏見をなくしていきましょう。

■同和をかたる悪徳商法に注意

「同和問題は怖い、避けたほうがよい」という誤った意識に乗じ、同和問題の解決に取り組んでいる団体を装って、不当な寄付や物品購入を要求する「えせ同和行為」も、依然として発生しています。不当な要求があった場合は、明確に断りましょう。

■問い合わせ先

市民協働推進課

☎(32)8887

あなたも老人クラブに入りませんか

老人クラブでは、教養活動や健康増進活動、社会奉仕活動を中心に会員相互の交流や地域社会との連携・交流が行われています。

あなたも老人クラブに入り、充実した毎日を過ごしませんか。

■内容

- 趣味を通して仲間づくり(サークル活動・文化交流など)
- スポーツで健康づくり(輪投げ・グラウンドゴルフなど)
- 社会奉仕で生きがいづくり(友愛訪問・清掃・地域見守り)

■対象者 市在住のおおむね60歳以上の方

■問い合わせ先

市老人クラブ連合会事務局
(市社会福祉協議会内)

☎(43)1236